

条例改正に関する意見等一覧表

●自治推進会議時の意見

- ・日本語学校開設に伴う条文又は解説書への「国籍」に関する記載について
- ・パートナーシップ四つ葉にある「企業」の具体的記載について

●自治基本条例を学ぼう開催時の意見

前文

第1条（目的）

権利、役割、責務がとても大切だと思う。

条例作成時は、行政と議会は権利でも役割でもなく責務。

町民はある程度自由なので権利もあるし、役割もあるとした。町民に責務はないとした。

第2条（用語の定義）

第3条（自治の基本理念）

「まち」ではなく「地域社会」と表現したのはなぜだろう？

⇒「まちづくり」という表現は意味がわかりづらいという議論があり、その中で「地域社会」という表現になった。

第4条（自治の基本原則）

解説が長い。

第5条（情報共有）

情報発信の方法が多様化しているため、解説書を直した方がいいかもしれない。

（Twitter、Facebook、キキボウなど）

第6条（個人情報の保護）

第7条（町民参加の機会の確保）

解説書で第6期総合発展計画について記載があるので直す必要がある。

第8条

子ども議会とアンケートの他に中学生議会が増えている。

第9条（町民参加の方法）

条例作成時に男女共同参画について記載するか話し合った結果、記載しなかったのを覚えている。

第10条（町民の意見提案への対応）

第 11 条（住民投票）

「住民投票の結果を尊重しなければなりません」の部分は意味がかなり曖昧な気がする。

第 12 条（協働の推進）

解説書の書き方が難しい。もっとやさしくした方がよいかもしれない。

第 13 条（町民の権利）

町民が知る権利はすばらしい。

第 14 条（町民の役割）

第 15 条（町内会及び町民活動団体の定義）

解説をやさしくした方がよいのではないか。公益性の高い団体とはどこまで入るのか。線引きはどうするか。

第 16 条（町内会及び町民活動団体の役割）

町内会と町民活動団体は分けた方がよいのではないか。企業・事業者が入っていない。

第 17 条（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割）

町内会と町民活動団体は分けた方がよいのではないか。

第 18 条（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割）

議会との連携について、社協では懇談会が 1～2 年に 1 回ある。町内会との連携はほとんどなかったが、前回、懇談会を要請して初めて実施した。

第 19 条（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割）

第 20 条（議会の役割）

ここは、条例作成時に議会側から言われたとおりに入れたもの。

第 21 条（議会の権限）

解説が難しく、分かりにくい。解説文中の「中標津町議会の議決すべき事件を定める条例」の解説が必要かもしれない。

第 22 条（議会の責務）

委員会を傍聴したが、透明性を図るという雰囲気ではなかった。手続きが面倒臭く、委員会の途中では中に入れなかった。議会だよりは議員目線のものとの声もある。本会議の質問と答弁をホームページで公開するよう検討されているようだ。18 条により議会は普段から町内会や団体を見守る必要があるが、議会も町民から監視されていることも入れたい。

第 23 条（議員の責務）

第 24 条（町長の責務）

単純なことだけど、すばらしい内容。総合計画に「発展」が入っていないのは、当時から先を見越して外したもの。

第 25 条（行政の責務）

町民に分かりやすい形でということがポイント。今は広報紙を読まなくなっており、逆に町民に分かりやすくということが難しく、大変になっているのではないか。如何に情報を届けるかを考えなければならない。情報は行政側の責務だけではなく、生活していく上で必要な機能を使うのであれば、町民にも情報を取りに行く責務があるのではないか。この条例は、町民は責務を負わないという考えで作ったものだが、町民の役割として入れた方が分かりやすいのではないか。条例改正を検討。

第 26 条（職員の責務）

この通りやっていただきたい。

第 27 条（議会と行政の関係）

広く聞くことは町民会議などで行われている。議会も報告会や新しい懇談会などがある。新人議員にも自治基本条例を理解してもらいたい。

第 28 条（総合計画）

都市マスは、総合計画との整合性を図る必要があり、今回は都市マスが先行するが、本来は総合計画が先行して出来るもの。計画作成に当たっては町民参加も積極的に行われているので OK。

第 29 条（財政運営）

この通りやっていただきたい。予算と決算は広報紙に掲載されており、議会の承認も得ているが、細かいところは町民には分からない。

第 30 条（政策法務）

自治体の責任と判断に基づいてということが重要。町長の権限は大きい。適正・適切に運用するということで、オリジナルで運用するというわけではない。

第 31 条（職員の任免及び育成）

解説の内容が条文から読み取れない。条文をもう少し丁寧に書いた方が良いのではないか。

第 32 条（行政手続）

手続条例は国の法令に基づき町で制定したもの。町ではこれまでに実例がない。難しい。

第 33 条（行政評価）

きちんと謳われている。外部評価も行われ資料も HP にきちんと出ている。出資・補助・派遣の団体への調査や結果公表をどのように行っているのかは分からない。

第 34 条（危機管理）

条例検討時は東日本大震災後であったため色々意見があった。ここに社協の名前は入っていないか。解説文に地域防災計画や国民保護計画に加え「強靱化計画」も入れる必要があるか

第 35 条（国、北海道及び他の市町村との連携）

広域連携については、これから更に大切になってくる。

第 36 条（国内外との交流）

- ・ 策定時と比べて「交流」の状況が変わっているので見直しをかけてもいいかもしれない。
- ・ 国内外との交流の条文に「町民が主体の自治の確立に取り組みます」は合っていないのでは？

第 37 条（条例の見直し）

必要な措置とは条例改正のこと？

⇒ 条例改正に限らず、調査なども必要な措置になる。

第 38 条（中標津町自治推進会議）

町民の立場から見守りとあるが、見守るのは町民だけでいいのか？行政、議会は？

第 39 条（条例の位置付け）